

平成 25 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

1. 予算編成関係	1
2. 税制改正関係	3
3. 関税改正関係	11
4. 財政投融资編成関係	13

政策評価の結果の活用状況

- ・ 各行政機関が行った政策評価の結果を活用し、個々の事務事業の効率性等の検証を行い、予算に的確に反映。
- ・ 政策評価の結果の25年度予算への活用額は114億円。

◆ 主な活用事例

《厚生労働省》

- 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業の適正な運営を確保すること

<政策・施策の概要>

- ・ 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること
- ・ 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること
- ・ 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

<政策評価の結果等>

政策評価の結果において、公共職業安定所における需給調整機能については、

- ・ 雇用失業情勢の回復に一定程度寄与（有効性）
- ・ 限られた予算・人員の中で効率的に事業を運営（効率性）

としている。

厚生労働省は、効率的な運用を図りつつ、早急な対策が求められている分野については、拡充を図るなど、施策目的を達成するため、引き続き必要な予算を要求。

<政策評価の結果の活用の内容等>

効率的な事業運営を行う必要があるとしている政策評価結果を踏まえ、

- ・ 公共職業安定所における需給調整機能を担うキャリア・コンサルティング実施費について、職業相談員や就職支援ナビゲーターの配置数等を見直して経費を縮減。
- ・ 失業給付受給者等就職援助対策費について、求人情報誌の印刷・発送費、個別求人開拓旅費の削減を行うなど、事業全体の更なる見直しを行うことにより、所要額を精査。

【活用額：▲547百万円】

《法務省》

○ 人権の擁護

<政策・施策の概要>

人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。

<政策評価の結果等>

政策評価の結果において、イベント的な要素を取り入れた啓発活動は人権尊重理念普及の第一歩として有効な手段であるとしている。

法務省は、この政策評価結果を踏まえ、国民の人権に関する理解・関心の度合いに応じて人権啓発活動等に必要な予算を要求。



<政策評価の結果の活用内容>

政策評価結果を踏まえ、啓発活動について、ミニフェスティバルにおける啓発グッズやラッピングバスによる啓発活動について、より有効な手法に見直しを行うなど、要求内容を精査の上、必要な予算を措置。

【活用額：▲129百万円】

《内閣府》

○ 防災政策の推進（うち、防災に関する普及・啓発）

<政策・施策の概要>

国家公務員防災担当職員合同研修を実施するとともに、自然災害への対応記録や検証結果をまとめたテキストを作成し、国における防災担当人材の育成を進める。

<政策評価の結果等>

政策評価の結果において、国の防災担当職員を対象とした体系的な研修の機会となる国家公務員防災担当職員合同研修は、事業の成果を定量的に測定していないものの、過去の災害の教訓等を体系的に学ぶ有効な手段であるとしている。

内閣府は、過去の災害の教訓等を体系的に学ぶ有効な手段であるため、本事業に必要な経費を要求。



<政策評価の結果の活用内容>

政策評価結果において、本事業の成果を定量的に測定していなかったこと、また、平成24年7月31日にまとめられた防災対策推進検討会議の最終報告で国と地方との連携強化を図るべきとされたことを踏まえ、国の職員のみを対象とした本事業は廃止した。

なお、本事業は、精査の上、同最終報告書等を踏まえ、別途要求された国と地方等における人材育成事業を活用し、効率的・効果的な事業とした。

【活用額：▲7百万円】

（計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。）

平成 25 年度税制改正における政策評価の活用

1. 政策評価活用のための枠組み

(1) 税制改正要望に際し、要望書に各府省が行った政策評価の結果の記載

【参考】 要望書記載事項

- ・ 政策目的、施策の必要性
- ・ 各府省の政策体系における政策目的の位置付け
- ・ 政策の達成目標、政策目標の達成状況
- ・ 要望の措置の適用・効果見込み 等

(2) 総務省行政評価局が、各府省の実施した政策評価について、十分な説明・分析が行われているか点検し、公表（税制改正作業に参考として活用）

(3) 租税特別措置適用状況の透明化等に関する法律に基づき、法人税関係特別措置の適用実態調査を実施（3月1日に最初の国会報告）

【参考】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の概要

- ① 調査対象：平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了した事業年度における法人税関係特別措置（85 措置）の適用状況

（注）対象となる租税特別措置：法人関係租税特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させるもの

- ② 適用法人数：919,717 法人、適用件数：1,254,869 件

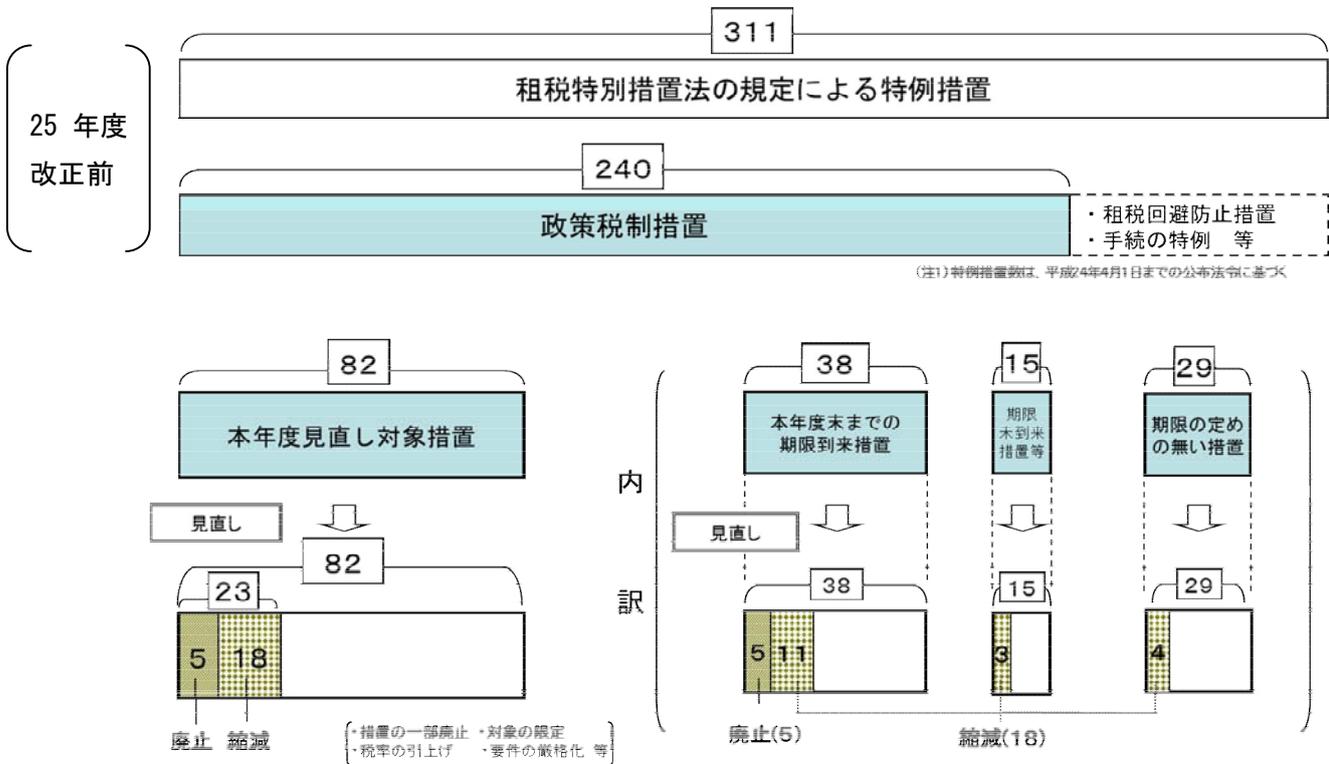
- ③ 適用実態調査の結果に関する報告事項

- ・ 適用件数・適用法人数・適用総額
- ・ 業種別・資本金階級別適用件数・適用総額
- ・ 業種別・所得階級別適用件数・適用総額
- ・ 措置別高額適用額（上位 10 社）

2. 政策評価の活用状況

(1) 平成 25 年度税制改正における租税特別措置の見直し結果

政策税制措置（租税特別措置法の規定による特例措置のうち税負担の軽減等を図るもの）について、82 項目を見直し、うち 23 項目を廃止・縮減



(2) 政策評価の活用事例

【事例 1】適用件数が僅少であったことから、その要因を分析し、政策や施策の見直しを行った例

改組・拡充を行った例

◎ 半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度

【現行制度の概要】

半島振興対策実施地域等において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の 10%（建物等は 6%）の特別償却ができる。（適用期限：平成 25 年 3 月 31 日）

【適用実態調査結果（平成 23 年度）】

適用件数：39 件、特別償却額 7 億円（うち中小企業：21 件、2 億円）

【所管官庁の要望及び政策評価】

要望：単純延長（2 年延長）

政策評価：

- ・達成目標の測定指標：製品出荷額の増加（対前年比）半島地域：-22.0% 全国値：-20.9%
- ・本措置が延長されない場合、半島地域の産業が停滞し、雇用環境の悪化等の懸念



【総務省による点検結果】

本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要があるなどの指摘。



【平成 25 年度改正案における見直し】

- ✓ 各市町村の取組みと一体的に運用し、本制度の効果（投資促進）を高めるため、半島振興対策実施地域全域を対象とする現行制度を改め、所管大臣（国土交通大臣等）の定める基準に基づき産業振興計画を策定した市町村に対象地域を限定
- ✓ 地域の特殊性に応じた産業育成を可能とするため、対象事業を拡充することとし、従来からの製造業及び農林水産物等販売業に、新たに情報サービス業と旅館業を追加
- ✓ 中小企業の適用が多いことに鑑み、政策目的を雇用創出能力の高い企業の誘致だけではなく、地場の小規模・中小企業の育成にも広げることとし、投資要件を緩和するとともに、事業・資本金ごとにきめ細かく設定（従来の要件）2,000万円超
（新しい要件）

製造業・旅館業： 資本金 1,000万円未満 500万円以上
5,000万円未満 1,000万円以上
5,000万円超 2,000万円以上

農林水産物等販売業・情報サービス業： 500万円以上

（注）規模要件は雇用創出効果のある投資を促進するために設けている。

- ✓ 中小企業がより恩典を受けやすい割増償却制度に変更し、償却率を拡充（現行の特別償却率）10%（建物等は6%）
（新しい割増償却率）5年間、32%（建物等は48%）

（注1）現行は、対象資産を取得等した事業年度に、取得価額の10%（建物等は6%）を特別な償却費として計上できる制度（1年間繰越可能）。新しい制度は、対象資産を取得等した事業年度を含めて5年間、減価償却率を32%割増し（建物等は48%割増し）して償却費を計上できる制度。

償却期間8年の機械・装置、20年の建物の場合、新しい割増償却率による特別な償却費の5年間での合計は、それぞれ取得価額の20%、12%である。

（注2）一般に割増償却では、単年度の特別な償却費は特別償却と比較して小さく設定する一方、特別な償却費を計上できる機会（事業年度）は多く設定することから、赤字又は所得金額（利益）が比較的小さく、単年度での大きな特別の償却費の計上を敬遠する傾向がある中小企業にも有効な施策と考えられる。

要件の見直しを行った例

◎ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除

【現行制度の概要】

新鉱床探鉱費等の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てた場合には、その積立額を限度に損金算入できる。

(参考) 積立限度額：海外自主開発法人（海外で資源開発を行う出資割合50%以上の関連会社）から取得した鉱物販売に係る所得金額（利益）の50%。

【適用実態調査結果（平成23年度）】

適用件数：43件、積立金の損金算入額499億円

【所管官庁の要望及び政策評価】

要望：鉱山経営の多様化を踏まえ、海外探鉱準備金制度について、国内鉱業者要件、現地法人に対する出資等割合要件及び採取鉱物引取数量割合要件について緩和、延長

(参考) 各要件の概要

国内鉱業者要件：対象法人又はその子会社が国内に鉱山を有すること、及びその法人の営む事業が鉱業を主とするものであること（鉱業権、製錬設備の保有状況等から判断）

海外自主開発法人に対する出資等割合要件：対象法人から海外自主開発法人に対する出資等の割合が50%以上であること

採取鉱物引取数量割合要件：海外自主開発法人の採取鉱物のうち、我が国へ引き取る数量が50%以上であること

政策評価：

・ 所管官庁の適用調査（聞き取り調査）

探鉱準備金制度（平成23年度）：利用企業数37件、準備金積立額391億円

海外探鉱準備金制度（平成23年度）：利用企業数1件、準備金積立額94百万円

・ 拡充・延長されなかった場合、探鉱活動が縮小し、自主権益が減少するおそれ。



【平成 25 年度改正案における見直し】

海外探鉱準備金制度について、

- ✓ 国内の金属鉱山数が大幅に減少している現状に鑑み、国内鉱業者要件を緩和し、対象者に国内鉱業者に準ずる者（海外子会社が海外鉱山を有しており、主たる事業が鉱業である法人）を追加
- ✓ 資源開発費の増加傾向、海外資源メジャーとの財務体質の格差、諸外国の資源ナショナリズムの高まり、我が国企業の海外資源開発への参加状況等を踏まえ、国内鉱業者等による海外自主開発法人への出資等割合要件を緩和（50%→25%）
- ✓ 権益比率に応じて鉱物引取数量が決められる国際的な取引慣行を踏まえ、採取鉱物引取数量割合要件を緩和（50%→30%）

（注）本制度は、我が国鉱業事業者の海外展開を支援し、もって我が国の権益を確保（鉱物資源の安定供給確保）することを目的とするもの。このため、一定の要件を設け、基準を満たす海外開発プロジェクトを促進することとしているが、それぞれの要件の趣旨は以下の通り。

- 国内鉱業者要件：我が国企業の鉱山技術の維持・確保、オペレーターシップ（鉱山運営能力）の向上を図るため、自ら鉱業を行う事業者を対象とする
- 海外自主開発法人への出資等割合要件：我が国の権益を確保する観点から、我が国企業の影響力が確保される海外資源開発プロジェクトを対象とする
- 採取鉱物引取数量割合要件：鉱山事業者の海外展開の結果を、我が国経済全体が裨益すること（鉱物資源の安定供給確保）が政策目的であることに鑑み、採取鉱物の我が国への引取数量が一定以上のものを対象とする

【事例 2】適用がなく効果が確認されなため廃止した例

◎ 特定高度通信設備の特別償却

【現行制度の概要】

電気通信基盤充実臨時措置法の実施計画の認定を受けた中小企業者が、特定高度通信設備の取得等をした場合には、取得価額の 15%の特別償却ができる。

(参考) 本制度は、公共アプリケーション（遠隔医療や遠隔教育などのシステム）を提供する電気通信事業者（情報サービス事業者）が、公共施設に必要な設備（回線設備、サーバーなど）を設置した場合に適用されるもの。公共アプリケーションの提供促進により、超高速ブロードバンドの魅力を高め、超高速ブロードバンド利用率の向上を図ることを目的としたものであり、特に利用率向上を図るべき条件不利地域で適用することとされた。

【適用実態調査結果（平成 23 年度）】

適用件数：0 件、特別償却限度額 ー 億円

【所管官庁の要望及び政策評価】

要望：対象事業者、対象設備の設置場所を拡充した上で、延長

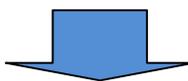
政策評価：

- ・ 所管官庁の適用調査（聞き取り調査）
平成 23 年度：適用 0 件、減収額 一百万円
平成 24 年度：適用 0 件、減収額 一百万円（平成 24 年 7 月 31 日現在）
- ・ 達成目標の測定指標：超高速ブロードバンド利用率：45%（平成 23 年度末。平成 24 年度末目標：60%）
- ・ 本措置の用に民間企業等の投資を加速するインセンティブがなければ、利用率の大幅な向上は見込めない。



【総務省による点検結果】

本租税特別措置が政策目標の達成にどの程度寄与するのか明らかではなく、その効果の検証が困難などの指摘



【平成 25 年度改正案における見直し】

現行制度は適用件数がなく、クラウド・サービス（ソフトウェアやデータ、サーバなどの情報を、インターネットなどのネットワークを通じて利用者に提供するサービス）の普及を勘案すれば、設備を公共施設に設置する必要性に乏しく、今後も活用される見込みがないことから廃止。

平成25年度関税改正における政策評価の活用について

政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、各要望府省に対し、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等の内容を記載した関税改正要望書の提出を求めている。

※ 関税改正要望書の具体的な記載項目は以下のとおり。

《新規施策》 ・政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果
・要望措置の対象となる産業の現況、関税以外の施策
・政策評価の結果 等

《既存措置の延長》 上記に加え、
・効果の検証、延長の必要性 等

- 関税改正要望の審査に当たっては、関税改正要望書を精査するとともに、その要望府省に対するヒアリングに際して追加資料の提出及び説明を求めるなど、政策評価を活用した関税改正を行っている。

具体的な事例

- 関税改正要望の概要：指定保税地域の指定対象の拡充 [国土交通省]

① 政策の目的

- ・ 港湾運営会社が所有・管理する施設等について指定保税地域の指定の対象とし、税関手続の簡易迅速な処理を可能とすることによって、港湾運営の民営化や港湾運営会社による施設等の整備を推進し、もって我が国の港湾の国際競争力の強化を図る。

② 要望措置の必要性

- ・ 港湾運営の民営化や港湾運営会社による施設等の整備を推進することにより我が国の港湾の国際競争力の強化を図るためには、港湾運営会社が整備する施設等を指定保税地域の指定対象とし、税関手続の簡易迅速な処理可能とする措置が必要である。

③ 要望措置の適正性

- ・ 港湾運営会社は、国又は港湾管理者の指定を受け、行政財産の貸付けを受けつつ、港湾の一体運営を行う株式会社であることから、港湾運営会社が所有・管理する施設等は高い公共性を有しており、指定保税地域の指定対象とすることは適

正である。

④ 政策評価の結果

- ・ 「港湾経営の民営化」について政策評価を実施し、我が国港湾の国際競争力強化を図る観点から、民の視点による港湾運営が必要であるとの結論を得ており、平成 24 年度中には一部の港湾で港湾運営会社の指定が行われ、平成 25 年度に、港湾運営会社が整備する施設の供用が開始される予定である。

⑤ 要望措置の効果

- ・ 港湾運営会社が所有・管理する施設等について、財務大臣による指定保税地域の指定を受けられるようになることで、港湾運営の民営化や施設等の整備の促進が図られる。

○ 平成 23 年、港湾法の一部が改正され、港湾運営会社制度が創設された。港湾運営会社は、国や港湾管理者が所有・整備する施設等の貸付けを受け、自らが所有・整備する施設等と合わせ、一体的かつ一元的に運営するものであるが、国や地方公共団体が所有・整備する施設等は既に指定保税地域の対象になっているものの、自らが所有・整備する施設等については、現行制度においては、指定保税地域の対象にはならない。

○ 港湾運営会社が運営する施設等を指定保税地域の対象に加えることは、税関手続の簡易かつ迅速な処理を図ることにより、外国貿易の円滑化や促進に資するという指定保税地域の設置の目的に合致しており、適当と考えられる。そして、港湾運営会社が運営する施設等が全て指定保税地域に指定されることで、港湾運営の民営化や港湾運営会社による施設等の整備を推進し、我が国の港湾の国際競争力の強化に資するものと考えられることから、当該改正を行うこととした。

今後の課題

○ 各府省から提出される改正要望書について、政策評価の活用に資する観点からより充実したものとなるよう、要望措置の効果を検証するための客観的指標の提示などを引き続き各府省に求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業においてより多角的な検討を行っていくこととしたい。

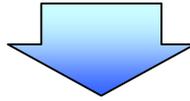
平成 25 年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

25 年度財政投融资計画においては、対象事業の重点化・効率化を図るとともに、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等を踏まえ、引き続き東日本大震災からの復興に対応しつつ、長期リスクマネー等を呼び水として供給し、民間投資の喚起、経営改善に取り組む中小企業等の支援や日本企業の海外展開支援等に積極的に対応することとしており、前年度当初計画と比べ、4.2%増の 18.4 兆円としたところである。

財政投融资計画編成に当たっては、従来から、財政投融资対象事業の重点化・効率化を図るため、要求時に事業規模や制度改正等要求事項について民業補完性・有効性・財務の健全性への影響等の観点から政策評価を実施し、これらの内容を記載した資料の提出を求め、これを審査において活用しているところである。

25 年度財政投融资計画の編成過程における政策評価の活用例は以下のとおり。

機関名	株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務・国民一般向け業務）
対象事業	<p>セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）【継続】</p> <p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来しており、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者に対して、経営基盤の強化を図るために低利融資を行うもの</p>
要求の内容	<p>貸付利率について、認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）等の経営指導等を受ける事業者に対する金利引下げ措置を平成 26 年 3 月 31 日まで延長。</p> <p>① 認定支援機関又は日本政策金融公庫の経営指導を受けて事業計画（経営改善計画）を策定し、借入後も定期的に経営指導を受け る者 → ▲0.4%（従前は業況悪化を要件に▲0.3%）</p> <p>② 雇用維持又は雇用拡大を図る場合 → ▲0.2%</p> <p>③ 上記①及び②のいずれにも該当する場合 → ▲0.6% （従前は最大▲0.5%） 等</p> <p>（注）本施策は、その重要性にかんがみ、平成 24 年度補正予算（平成 25 年 2 月 26 日成立）において、認定支援機関等を活用する金利引下げ措置の拡充を前倒しして実施し、その取扱を平成 25 年度においても継続するよう要求されたもの。</p>



各省庁・機関による政策評価

① 民業補完性

社会的、経済的環境の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものを貸付対象としている貸付制度であり、民間金融機関では対応できない。

② 有効性

本貸付制度は、昭和 61 年度（国民一般向け業務においては平成 12 年度）の制度創設以来、相応の実績を上げ、セーフティネット機能を果たしてきている。今後も社会的、経済的環境の変化等外的要因により資金繰りに困難をきたしている中小企業・小規模事業者を支援する必要がある。

(単位 上段：件、下段：百万円)

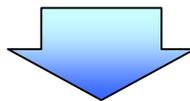
		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
中小事業	件数	9,358	8,056	7,166	7,975	1,356	34,618	28,064	6,355	5,035
	金額	434,633	347,329	299,901	346,500	798,175	2,622,281	1,984,558	368,688	336,591
国民事業	件数	93,598	87,255	91,185	94,052	91,869	140,165	236,795	166,193	52,931
	金額	818,824	760,140	745,833	720,792	749,672	1,173,573	2,271,246	1,636,668	556,973

(注 1) 平成 24 年度は 7 月末までの実績。

(注 2) 平成 23・24 年度は「東日本大震災復興特別貸付」でも資金繰り支援を実施。

③ その他（財務の健全性への影響等）

主務大臣の認可による貸付条件等に従って事業を行っており、主務省は適切な貸付が行われているか公庫から報告を受けるとともに、必要に応じて指導・監督を行っている。



理財局の考え方

① 民業補完性

本貸付制度が対象とするのは、社会的・経済的環境の変化等外的要因によって一時的に売上の減少等業況悪化に陥っている中小企業・小規模事業者である。これらの企業等は、一般的に信用リスクが高いことから、民間金融機関のみでは資金供給が必要な水準に達しないことが考えられる。

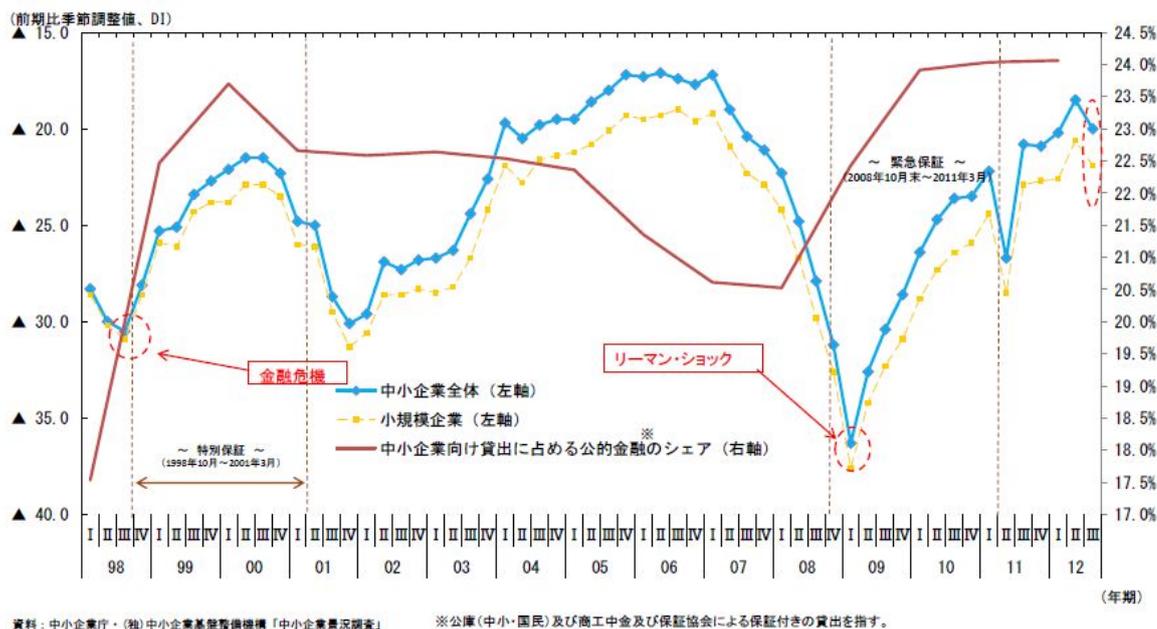
そのため、業況悪化に陥っているととしても、公庫の融資審査において、中長期的にはその業況が回復し、かつ将来的な発展が見込まれる中小企業・小規模事業者に対して、公庫が、金利引下げ措置を講じつつ貸付を行うことには民業補完性が認められると考えられる。

② 有効性

リーマンショック後の世界的な経済危機や近年の円高等の影響により、多くの中小企業・小規模事業者は売上・利益の急減に見舞われ、資金繰りが著しく悪化した（「資金繰りD.I（中小企業）の推移」参照）。

足下では資金繰りの厳しさが改善する中、中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの支援のみならず、認定支援機関等による経営指導を要件とした低利融資を行うことには、中小企業・小規模事業者の経営改善・経営力強化等の観点から、有効性が認められると考えられる。

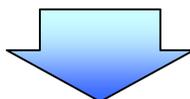
資金繰りD.I（中小企業）の推移



③ その他（財務の健全性への影響等）

当該資金の貸付実行に際しては、他の貸付制度を利用する場合と同様、公庫が申込先の事業見通しの精査等十分な融資審査を行っている。

また、金利引下げ措置に所要の財政措置が取られることを前提に、特に経営改善等に取り組む意欲のある中小企業・小規模事業者への貸付を行うことは、償還確実性及び財務の健全性の観点からも、問題無いものと考えられる。



セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）については、その重要性にかんがみ、平成 24 年度補正予算（平成 25 年 2 月 26 日成立）において、認定支援機関等を活用する金利引下げ措置の拡充を前倒して実施し、その取扱を平成 25 年度においても継続するよう要求されたもの。

各省庁・機関による政策評価を踏まえ、理財局として政策評価の観点から審査を行った結果、民間金融機関が対応しにくい一時的に業況が悪化している中小企業等に対して、公庫が資金繰り支援を行いつつ、金利引下げ措置を伴う低利融資によって経営改善計画の策定等を支援し、中小企業・小規模事業者の「足腰」の強化を図ることについては、民業補完性・有効性が認められる。

よって、平成 25 年度計画において当該制度を継続することとした。

（注）「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）においても、中小企業・小規模事業者の活力を引き出す観点から、上記のような制度の拡充について記述されている。

参 考 資 料

(政策評価の活用状況事例)

(25年度政府案)

平成25年2月

財務省主計局

(目次)

所管	政 策 名 等	頁
内閣府	防災対策の推進（うち「防災に関する普及・啓発」）	1
総務省	電波利用料財源電波監視等の実施（うち、無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業））	2
法務省	人権の擁護	3
外務省	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策（うち具体的施策「報道対策」）	4
財務省	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	5
文部科学省	確かな学力の育成（うち、確かな学力の育成に係る実践的調査研究）	6
	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組（うち、ライフサイエンス研究開発推進経費）	7
厚生労働省	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること（うち、医薬品等監視指導対策事業及び医薬品等GMP対策事業）	8
	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業の適正な運営を確保すること	9
農林水産省	林産物の供給及び利用の確保（地域材供給倍増事業）	10
	水産資源の回復（有害生物漁業被害防止総合対策事業）	11
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	12
国土交通省	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	13
	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	14
環境省	廃棄物の不法投棄の防止等（うち産業廃棄物適正処理推進費）	15
防衛省	科学技術の発展への対応（研究開発の推進）（うち新艦対艦誘導弾の開発）	16

（注）・24年度当初予算額、25年度要求額合計、政府案及び査定における政策評価結果の活用による削減額の下段（ ）書きの計数は、各政策欄の（ ）書きの事業に対応する金額である。

- ・政策評価の結果を活用し予算の効率化に繋がる取組みを行ったものを「査定における政策評価結果の活用による削減額」として記載している。
- ・計数等については、精査の結果、異同を生じることがある。

(単位:百万円)

所 管	内閣府		政 策 名		防災政策の推進 (うち「防災に関する普及・啓発」)	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項			要 求 額 合 計	政 府 案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予 算 科 目	一般会計	内閣府	防災政策費	防災基本政策の企画立案に必要な経費		7	7	0	△ 7
政 策 の 概 要	国家公務員防災担当職員合同研修を実施するとともに、自然災害への対応記録や検証成果をまとめたテキストを作成し、国における防災担当人材の育成を進める。				達成しようとする目標	研修を通じて災害対応能力を向上させるとともに、政府本部事務局要員となる人材がお互いに顔の見える関係を築くことで、災害対応時の緊密な連携を可能とすること。また、過去の災害経験を蓄積・共有することにより、災害対応の経験不足を補う。			
目 標 を 達 成 す る た め の 手 段	国家公務員防災担当職員合同研修及び東日本大震災等の災害に対応した地方公共団体等職員への聞き取り調査。				目 標 の 達 成 度 合 い を 測 定 す る 方 法	大規模災害に備えるための研修及び調査であり、これまで目標の達成度合いを定量的に測定していない			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

大規模災害時に迅速かつ的確な対策を行うことができるかどうかは人材の資質に依るところが大きいため、防災担当職員の人材育成・活用が重要である。また、過去の災害における貴重な教訓事例を蓄積し、研修や訓練等に活用することで防災体制の充実を図る必要がある。

② 政策の有効性

特別な対応が求められる大規模な災害は頻繁には発生しないことから、災害対策についての知識・能力の修得は、通常の業務を通じてのオンザジョブトレーニング(仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修)のみでは困難であり、政府の災害対策本部の要員となるべき職員を対象とした合同研修は有効な手段である。

③ 政策の効率性

各省庁で行われている研修は、それぞれの機関における対応等、部分的な内容のものが多く、災害対策全体を視野に入れた体系的な内容の研修は十分には行われておらず、国の防災担当職員を対象とした体系的な研修の機会となる国家公務員防災担当職員合同研修は有効な手段である。

④ 予算要求への反映内容

本事業は事業の成果を定量的に測定していなかった状況であるものの、過去の災害における貴重な教訓事例等を体系的に学べる有効な手段であるため引き続き必要な経費を要求。

財務省の考え方

① 政策の必要性

東日本大震災の教訓及び近いうちに発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ大地震等の災害に備えるため、防災体制の充実・強化は重要であり、平成24年7月31日にまとめられた「防災対策推進検討会議 最終報告書」においてもその旨記載されたところであり、本事業は平成15年度から行っている事業であるが、以下を踏まえると、事業の見直しが必要。

② 政策の有効性

本事業の成果を定量的に測定していなかったことや、防災対策推進検討会議の最終報告書において「国と地方との連携強化を図るべき」とされたこと等を踏まえると、国の防災担当職員のみを対象とした本事業は見直しが必要。

③ 政策の効率性

本事業は、防災対策推進検討会議の最終報告書等を踏まえ、別途要求された国と地方等における人材育成事業を活用し効率的に実施することが必要。

政策評価結果の活用状況

上記のことから、国の防災担当職員のみを対象とした本事業を廃止し、その事業を精査した上、国と地方等における人材育成事業を活用した効率的・効果的な事業とした。

(単位:百万円)

所管	総務省		政策名		24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項		要求額合計	政府案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予算科目	一般会計	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	4,714	3,003	2,480	△44
政策の概要	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。			達成しようとする目標	携帯電話の不感地帯の解消			
目標を達成するための手段	市町村及び無線通信事業者が整備する基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその費用の一部を補助			目標の達成度合いを測定する方法	補助事業が完了した件数			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

過疎、山村等の条件不利地域においては、住民からの携帯電話エリア化の要望はあるものの、事業採算上の問題等から市町村や民間事業者のみではエリア整備が進まない。そのため、電波利用の不均衡を緩和し、電波の適正利用を確保するため、国が携帯電話基地局・伝送路整備の補助を行う必要がある。

② 政策の有効性

本事業の実施により携帯電話のエリア外人口は着実に減少しており、有効な政策である。

③ 政策の効率性

技術の進展に伴い、コストの削減に努め、効率的な予算執行を実現している。

④ 予算要求への反映内容

政策評価結果を踏まえ、事業の在り方について検討する検討会の開催に必要な予算を要求する一方、経費の精査を行った。

財務省の考え方

① 政策の必要性

電波利用財源を使用した携帯電話エリア整備事業については、過疎地域等の電波利用の不均衡を緩和するという一定の目的があることから、国が携帯電話基地局・伝送路整備の補助を行う必要性については認められる。

② 政策の有効性

携帯電話のつながらない地域は減少しているため、有効な政策と認められる。

③ 政策の効率性

過疎地域に限定しているため、効率性を図って執行していると認められる。なお、政策の必要性は認められるが、決算での不用も発生していることから、政策の目的は一定程度達成していると思われる。

政策評価結果の活用状況

不用が出ていることを踏まえ、政策の目的に従って段階的な縮減を図った。

(単位:百万円)

所管	法務省		政 策 名		人権の擁護	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項			要 求 額 合 計	政 府 案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予 算 科 目	一般会計 他	法務本省 他	人権擁護推進費 他	人権擁護の推進に必要な経費 他		3,244	3,324	3,196	△ 129
政策の概要	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する				達成しようとする目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与			
目標を達成するための手段	国民の人権に関する理解・関心の度合いに応じて人権啓発活動を行い、人権相談・調査救済体制の整備を図る				目標の達成度合いを測定する方法	啓発活動の実施状況、参加人数等による国民の接触状況及び啓発活動参加者に対するアンケート調査等の情報の収集、分析、及び評価。また、関係省庁の各種結果報告書の活用による人権相談・調査救済の取組の方向性の検証			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

近年、子ども、高齢者、障害のある人への虐待及び配偶者やパートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」等の人権が侵害される事案が後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。
このような状況を踏まえ、人権侵害被害者の実効的な救済・支援のための取組を強化するとともに、引き続き人権尊重理念の普及・高揚を図り、人権侵害の防止に努めていくことが必要である。

② 政策の有効性

全ての国民に対して人権尊重理念の普及を図っていくためには、人権問題について考えてもらう機会を少しでも多く提供することが重要である。明るく楽しい雰囲気の中、自然な形で人権問題に興味を持ってもらう場を提供することができる人権啓発フェスティバル等のイベント的要素を取り入れた啓発活動は、アンケート調査結果を見ても、高評価を得ており、このような活動は、人権尊重理念普及の第一歩として有効な手段と考えられる。

また、子ども、女性、高齢者、障害のある人を始め、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行っており、人権相談・調査救済体制の整備は、人権侵害事案の適切な解決を図るために有効な手段と考えられる。

③ 政策の効率性

ミニフェスティバル(各地域で実施されている人権啓発フェスティバル)の実施及びJリーグスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動は、多くの来場者に周知することができるとともに、マスメディアによる報道などにより二次的効果も期待できる活動であることから、当該施策は効率的であると考えられる。

また、人権相談・調査救済体制の整備についても、いじめに関する人権侵害事件や子どもに対する人権侵害事件の対応件数が、前年と比較すると大幅に増加しており、実効的な被害者救済に役立つものとして、当該施策は効率的であると考えられる。

④ 予算要求への反映内容

深刻な人権侵害が後を絶たない状況を考慮すると、今後も引き続き、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制を整備することが重要と考えられることから、国民の人権に関する理解・関心の度合いに応じて人権啓発活動を行うとともに、人権相談・調査救済体制の整備に必要な経費の予算要求を行った。

財務省の考え方

① 政策の必要性

人権が尊重される社会の実現に向け、人権尊重理念の普及・高揚を図るとともに、人権侵害被害者に対する実効的な救済・支援のための取組を整備することは、必要な政策と認められる。

② 政策の有効性

人権尊重理念の普及を図るため、イベント的要素を取り入れ、自然な形で人権問題について興味・共感を持ってもらう手法は、アンケートから高評価を得ており、一定の有効性は認められるものの、啓発グッズ及びラッピングバスの有効性については、人々に深い関心・共感を持ってもらう観点から、より有効な手法について検討すべきである。

また、人権侵害被害者に対する実効的な救済・支援を行うため、問題を抱えている人にアクセスしやすい形で多様な相談と問題解決の機会を提供することは、26万件を超える人権相談を受け、2万件を超える事案を人権侵害事件として対応していることから、その有効性は認められる。

③ 政策の効率性

ミニフェスティバル及びスポーツ組織と連携することによる人権啓発活動は、多くの来場者に周知することができるとともにマスメディアによる報道などにより二次的効果が期待でき、効率的に実施されている。

また、人権侵害被害者に対する実効的な救済・支援のための取組の整備についても、前年より大幅な事件の増加が見られるなか、人権擁護委員等の更なる活用を図っており、効率的に実施していると認められる。

政策評価結果の活用状況

政策評価結果を踏まえ、より有効性の高い施策について、要求内容を精査の上、必要な予算を措置した。

(単位:百万円)

所管	外務省		政策名	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策(うち具体的施策「報道対策」)	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)				項	事項	要求額
予算科目	一般会計	外務本省 在外公館	広報文化交流及報道対策費	広報文化交流及び報道対策に必要な経費	15,403 (430)	15,865 (418)	15,070 (415)	△3
政策の概要	外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信を行う。			達成しようとする目標	我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること。			
目標を達成するための手段	①日本関連報道に関する情報収集・分析 ②外国報道機関に対する情報発信・取材協力 ③報道関係者招へい			目標の達成度合いを測定する方法	①日本関連報道件数 ②対日報道に関する情報収集・論調分析 ③外国メディアに対する情報発信・取材協力(外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、事実誤認・偏見等に基づく報道に対する反論投稿掲載等) ④外国記者招へいの戦略的实施			

要求省庁による政策評価

財務省の考え方

① 政策の必要性

外交上の諸課題に取り組んでいく上では、我が国に関する正しい理解とバランスのとれた日本関連報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。そのためには、取材への協力や外国記者の招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策等に関する情報を発信し、関心が払われ続けるよう働きかけることが必要である。また、そうした働きかけを効果的に行うためには、外国メディアや海外での報道ぶりについて情報収集・分析をする必要がある。

② 政策の有効性

施策目標を達成する上で、内容、時期、形態に応じた効果的な対外発信を行うとともに、政府要人へのインタビューをはじめとする外国メディアからの個別具体的な取材要請にきめ細かく対応することは有効である。同時に外国メディアの駐日支局員が減少する傾向にある中で、特に日本に主要メディアの支局がない国の報道機関から記者を招へいし、日本取材の機会を提供することは、外国メディアにおける日本のプレゼンスやイメージを高める上で有効である。さらに、こうした発信を行う前提として外国メディアによる日本関連報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析することも有効である。

③ 政策の効率性

主要外交行事など外国メディアの対日関心が高まる機会に、本省及び在外において、記者ブリーフィングやインタビュー等を行うなど、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策や立場に関する記述を含む関連報道の掲載につなげることができた。また、日本関連報道の情報収集・分析・配布を行うことにより、我が国が実施した施策の有効性を確認でき、その後の対処方法を検討する材料となり、効果的な施策の展開につなげることができた。

④ 予算要求への反映内容

評価結果を踏まえ、我が国の政策・立場の対外発信を強化する必要があることから、外国プレス情報発信費、外国プレス取材協力費、外国報道関係者招へい費など必要な経費を要求した。

① 政策の必要性

外国報道機関向けの対策事業は、日本の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信を行い、海外における対日親近感の醸成及び対日理解の増進のため必要性が認められる。

② 政策の有効性

対日親近感の醸成及び対日理解の増進のため、記者招へい等日本取材の機会を提供することは、外国メディアにおける日本のプレゼンスやイメージの向上に有効である。

③ 政策の効率性

限られた予算や人的投入資源の効率的な活用は認められるものの、外国報道機関向けの対策事業は内閣府等でも実施しており、関係省庁間で連携を図るなどによりさらに効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況

外国報道機関向けの対策事業については、政策評価の結果において「省員の情報発信戦略立案能力及びメディア対応能力の向上を図る。」ことが求められていることから、戦略的な情報発信のための外部専門家活用に係る経費等必要な予算に重点化しつつ、啓発宣伝等事業委託費を削減するなど事業全体の更なる効率化を図り、所要の予算を措置した。

その際、内閣府において要求されている領土問題対策に係る広報に関しては、外務省において執行する予定であることから、双方の施策で要求されている外部専門家について効率化(活用回数の見直し)した。

所 管	財務省		政 策 名		国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	(単位:百万円)			
	会計	組織(勘定)	項	事項		24年度 当初予算額	25年度		査定における政策評価結果の活用による削減額
予 算 科 目	一般	財務本省	資産債務管理費	国有財産の管理及び処分に必要な経費	9,498	9,939	政 府 案	9,659	
	一般	財務局	財務局業務費	国有財産の管理及び処分に必要な経費					
政策の概要	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図るとともに、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進や情報提供の内容の充実に取り組む。また、東日本大震災への対応として、被災地方公共団体の要請に応じて未利用国有地を無償貸付により提供するなど、大震災への対応を優先して行う。				達成しようとする目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産の適正な管理及び有効活用の促進 ・国有財産の現在額等の的確な把握と情報提供の充実 			
目標を達成するための手段	<ol style="list-style-type: none"> ①行政財産等の現地監査を行う。 ②平成22年度に発生した未利用国有地(東日本大震災対応のために地方公共団体へ情報提供したものを除く)について、売却に加えて、定期借地権を利用した新規の貸付や交換といった手法も活用し、1年以内に全ての処理方針を策定する。 ③旧里道・旧水路等について、誤信使用財産であることが確認された場合は、30日以内に相手方に売却価格を通知する。 ④普通財産の管理処分事務について外部委託を活用する。 ⑤国有財産に関する照会・相談は、原則として1週間以内に回答又は途中経過の連絡を行う。 ⑥国有財産の各種統計や処分状況等の情報について、財務省ホームページに掲載する。 				目標の達成度合いを測定する方法	<ol style="list-style-type: none"> ①現地監査計画の実施率について評価を実施。 ②未利用国有地発生後、1年以内に財産の特性に応じた処理方針を策定した割合について評価を実施。 ③旧里道・旧水路等の売却事務処理状況について評価を実施。 ④財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況について評価を実施。 ⑤国有財産に関する相談、照会の処理状況について評価を実施。 ⑥新成長戦略における国有財産の情報提供の充実について評価を実施。 			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性
 地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図るとともに、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進や情報提供の内容の充実に取り組む必要がある。また、東日本大震災への対応として、被災地方公共団体の要請に応じて未利用国有地を無償貸付により提供するなど、大震災への対応を優先して行う必要がある。

② 政策の有効性
 従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へ運用を改めた。また、財務省ホームページや国有財産情報公開システムを改善し、監査結果情報に関する地図機能の追加等を行うほか、平成23年6月に「国有財産レポート」を作成するなど、情報内容の充実、利便性の向上を図った。

③ 政策の効率性
 旧里道・旧水路等の売却事務について、市場化テスト(民間競争入札)による包括的な外部委託を導入し、質・価格両面で最も優れた業者を選定して、効率的な事務処理を行った。

④ 予算要求への反映内容
 国有財産の有効活用を図る観点から、適正な管理及び有効活用の促進並びに情報提供の充実に必要な経費について概算要求を行った。

財務省の考え方

① 政策の必要性
 国民共有の財産である国有財産は、その有効活用が求められることから、その手段として、行政財産等の現地監査や、普通財産の適正な管理、処理方針の策定等、本政策の必要性が認められる。また、国有財産の情報について、より一層の透明性、情報提供を図る観点からも、積極的に情報公開を進める必要がある。

② 政策の有効性
 行政財産等については、現地における深度ある監査へ運用を改めたことによりその有効活用が促進されている。普通財産については、効率的な業務運営に資するため管理処分業務の外部委託を推進している。これらは国有財産の適正な管理及び有効活用等につながる取組みであることから、本政策の有効性が認められる。また、国有財産総合情報管理システムの改善や、「国有財産レポート」の作成など情報内容の充実、利便性の向上に努めており、その有効性が認められる。

③ 政策の効率性
 普通財産の管理処分業務については、外部委託の促進や総合評価方式での入札を実施するなど、効率的な事務処理を図っている。

政策評価結果の活用状況
 政策評価結果を踏まえ行政財産等の現地監査に必要な経費を措置する一方、執行状況を勘案し、普通財産の管理処分経費について、単価等の見直しを行い経費の削減をした。また、平成23年度から普通財産の管理処分業務等について、市場化テストでの複数年度一括契約を実施しており、業務の効率化が図られている。

(単位:百万円)

所 管	文部科学省		政 策 名		24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項		要 求 額 合 計	政 府 案	査定による政策評価結果 の活用による削減額
予 算 科 目	一般会計	文部科学本省	初等中等教育等振興費	確かな学力の育成に必要な経費	44	40	37	△ 2
政策の概要	基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などまで含めた「確かな学力」を身に付けさせる。				達成しようとする目標	学習指導要領の目標・内容に照らした児童生徒の学習状況の改善を図り、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた「確かな学力」を育成する。		
目標を達成するための手段	子どもたちの学力向上のための取組について、様々なテーマによるメニューを設定し、学校設置者等が学校や地域の実情等に応じたメニューを選択して先導的な取組について調査研究を行い、確かな学力の育成に係る取組を支援等				目標の達成度合いを測定する方法	・全国学力・学習状況調査の結果 ・生徒の学習到達度調査(PISA)の結果		

要求省庁による政策評価

財務省の考え方

① 政策の必要性
我が国の子どもたちの学力については、国際的にトップレベルの国々に比べて下位層の割合が大きいほか、学ぶ意欲や学習習慣が必ずしも十分でないとの課題がある。そのため、教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)において、「新学習指導要領を踏まえ、(中略)、基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成や、言語に関する能力の育成、理数教育や外国語教育の充実などを促す」ことが明記されたことも踏まえ、確かな学力が子どもたちに身に付くように、国として取り組む必要がある。

② 政策の有効性
学習指導要領の趣旨・内容を踏まえた学力向上のための取組について、教育委員会等に委託をして学校や地域の実情等に応じた調査研究を実施し、当該地域の学力向上に効果を上げるだけでなく、その先導的な取組事例を収集し、その研究成果について広く周知することで全国への普及を図っており、確かな学力を育成するうえで有効な方策であると考えている。

③ 政策の効率性
全国学力・学習状況調査の結果など、学校や児童生徒及び地域の実態を踏まえ、それぞれの地域に最も必要とされる観点から、確かな学力の育成に取り組む実践研究を実施した。また、調査研究の成果を全国で効果的に共有するため、成果報告会を開催し、調査研究を実施した教育委員会からの成果報告や参加者との意見交換を行うなど、限られた予算の範囲内で効率的な調査研究と成果の普及に取り組むことができた。

④ 予算要求への反映内容
全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、国が支援を行う必要性の高い地域や学校に対する重点的な支援を行うため、学力の定着に課題を抱える地域・学校に対して重点的な支援に係る調査研究を新たに実施することとした一方、既存の調査研究メニューを見直すなど予算の重点化を図り要求した。さらに、執行状況等を反映して要求額の減額及び重点化を図った。

① 政策の必要性
教育振興計画(平成20年7月閣議決定)において、基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成を促すことが明記されており、国として確かな学力を育成させるため学校や地域の実情等に応じた調査研究を実施し、その先導的な取組事例を収集するとともに、成果の普及を図っていることから、本施策の必要性は認められる。

② 政策の有効性
学習指導要領の趣旨・内容を踏まえた学力向上のための取組について調査研究を行い、またその研究成果を全国へ普及させていることから、本施策の有効性は認められる。

③ 政策の効率性
既存の調査研究事業については、事業開始より数年経過しており、全国における先導的な取組事例を収集し、その普及に努めるなど、ある程度の成果が得られたと考えられることから、事業規模を縮減するなど、事業全体の更なる効率化を図るべきである。

政策評価結果の活用状況
政策評価結果を踏まえ、これまで実施してきた既存の調査研究事業については、ある程度の成果が得られたと考えられることから事業規模を縮減し、基礎的な学力の定着に向けた取組に関する調査研究事業に予算の重点化を図り所要額を措置した。

(単位:百万円)

所 管	文部科学省		政 策 名	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的 推進及び倫理的課題等への取組(うち、ライ フサイエンス研究開発推進経費)	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)				項	事項	要 求 額 合 計
予 算 科 目	一般会計	文部科学省	研究開発推進費	ライフサイエンス研究開発推進 費	39	38	36	△ 3
政 策 の 概 要	「生命現象の統合的理解」を目指した研究を推進するとともに、「研究成果の実用化のための橋渡し」等の推進、および「世界最高水準のライフサイエンス基盤」の整備を重視し、国民への成果還元を抜本的に強化する。			達成しようとする目標	研究の発展・動向を踏まえ、生命倫理に関する法令・指針に基づいた規制を適切に実施する。			
目 標 を 達 成 す る た め の 手 段	ライフサイエンス分野の研究開発の推進全体に必要な経費及び、生命倫理・安全対策に関わる諸問題に対する調査検討及び法令に基づく審査等を実施する。			目 標 の 達 成 度 合 い を 測 定 す る 方 法	指針の違反件数 (参考:指針見直し等に係る取組(研究も発展・動向を踏まえて法令・指針の見直し等を適宜実施する))			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的な課題への取組は、難病・疾患の克服と心身健康社会の実現、医療・福祉等の向上に資するものであり、国民の健康及び安全の確保を実現すること、および少子高齢化社会における産業創成・活性化による我が国の持続的な成長と社会の実現に必要不可欠である。

② 政策の有効性

昨今のライフサイエンス研究やその周辺技術は日進月歩で進展していることから、生命倫理・安全対策に関わる諸問題に対する調査検討及び法令・指針等の見直し等を実施することで、研究の発展・動向を踏まえた、適切な規制制度を整備している。

③ 政策の効率性

指針等の運用に当たっては、関係機関において指針の内容が十分に理解されることが重要であることから、指針等に関する説明会の開催、HPIにおけるQ&Aや手引きなどの解説等の掲載、及び指針の問合せ対応等を行った。これらの取組等の結果、指針違反の事案はなく、特段の問題は見られなかった。

上記のとおり、研究の発展・動向を踏まえつつ、生命倫理に関する法令・指針に基づいた規制について着実に取り組んでおり、十分な効率性が見込まれる。

④ 予算要求への反映内容

政策評価結果を踏まえ、借料の節約や消耗品費の合理化等を図り、予算の減額要求を行った。

財務省の考え方

① 政策の必要性

ライフサイエンス分野の研究は、国民生活の向上及び国民経済の発展に大きく寄与するものであることから、本政策は重要な施策と認められる。

② 政策の有効性

生命倫理・安全対策に関わる諸問題に対する調査検討、研究の発展・動向を踏まえ法令・指針の見直し等、適切な規制制度を整備しており、政策の有効性は認められる。

③ 政策の効率性

ライフサイエンス研究の実施に際して、法令に基づく審査、諸問題への対応等に係る実施状況調査、説明会による法令等の周知など、これらの取組の結果、指針違反事案は発生していないが、引き続き、研究の発展・動向を踏まえつつ、生命倫理に関する法令・指針に基づいた規制について取り組んでいく必要がある。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果を踏まえ、ライフサイエンス分野の研究開発の推進全体に必要な予算を確保しつつ、借料の節約、消耗品費の合理化等を図り、予算の縮減を行った。

(単位:百万円)

所管	厚生労働省		政策名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(うち、医薬品等監視指導対策事業及び医薬品等GMP対策事業)	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)				項	事項	要求額合計
予算科目	一般会計	厚生労働本省	医薬品安全対策等推進費	医薬品の安全対策等の推進に必要な経費(うち医薬品等監視指導対策事業等)	190 (182)	170 (161)	151 (143)	△ 19
政策の概要	国民の安心・安全を確保するため、医薬品等の品質確保の徹底を図ること、GMP調査の国際的な整合化を図ること			達成しようとする目標	医薬品の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること			
目標を達成するための手段	①個人輸入・指定薬物等に関する情報提供・啓発ホームページの運用、②都道府県及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構でのGMP査察研修の実施			目標の達成度合いを測定する方法	都道府県のGMP担当者の査察の質を向上させるための研修の実施回数			

要求省庁による政策評価

財務省の考え方

① 政策の必要性
海外から個人輸入される医薬品等の監視や啓発に活用するため、健康被害や個人輸入に関する情報を収集するとともに、正しい知識の普及啓発を促進することが必要である。また、医薬品の品質の確保のための査察に関する国際的な枠組み(PIC/S(※))への加盟に向けて、都道府県による査察の質の向上と全国的な整合化を図る必要がある。
(※)PIC/S: GMP(医薬品の製造及び品質の確保に関する基準)査察の国際整合化を図ることを目的として、欧米各国のGMP査察当局を中心に構成された団体。

② 政策の有効性
医薬品等による健康被害や医薬品等の個人輸入に関する情報を製薬企業や関係行政機関が共有することにより、官民が連携して不正な医薬品等の流入・流通を防止することで、医薬品等の品質確保の強化を図ることができる。また、都道府県のGMP担当者の査察の質を向上させることで、医薬品等の品質確保を図り、PIC/Sへの加盟を実現できる。これらの結果、医薬品等の使用者である国民の安心・安全が確保される。

③ 政策の効率性
都道府県のGMP担当者の査察の質を向上させるための研修回数については、限られた予算の中で効率的に運用されていると評価できる。(平成23年度5回(実績値)→平成24年度24回(目標値。対前年度比+380%))(平成23年度当初予算額25,506千円→平成24年度当初予算額28,915千円(対前年度比+13%)→平成25年度予算案21,712千円(対前年度比▲25%))

④ 予算要求への反映内容
モニタリング結果を踏まえ、効率的な制度運用を継続するために、引き続き必要な経費を適切に要求している。

① 政策の必要性
医薬品等の品質確保やGMP査察の国際的な整合化を図ることは、医薬品等の使用者である国民の安心・安全の確保に直結することであり、一定の必要性が認められる。

② 政策の有効性
都道府県のGMP担当者向け研修の実施回数を限られた予算の中で大幅に増やしており、都道府県のGMP担当者の査察の質の向上による医薬品の品質確保等、という政策目標に向けた取組みが着実に実行されていると認められる。

③ 政策の効率性
平成25年度要求においては、モニタリング結果や執行実績等を勘案し、GMP担当者向けの研修回数(24回)を確保しつつ、減額の要求がなされ、一定程度の見直しが行われていると認められる。

政策評価結果の活用状況
平成25年度の医薬品等監視指導対策費については、対前年度同額以下の要求がなされたものの、医薬品等にかかる安全対策等の充実、品質確保の観点から、必要となる啓発ホームページ作成経費等は確保しつつ、インターネットバナー広告経費等を見直すなど、事業内容の精査を行い、所要額を措置した。

(単位:百万円)

所 管	厚生労働省		政 策 名		公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業の適正な運営を確保すること	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項			要 求 額 合 計	政 府 案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予 算 科 目	①一般会計 ②労働保険特別会計	①都道府県労働局 ②雇用勘定	①、②職業紹介事業等 実施費	①、②職業紹介事業等の実施に必要な経費		67,749	69,477	68,042	△ 547
政 策 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること 官民の連携により労働力需給機能を強化すること 				達成しようとする目標	雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図ること			
目 標 を 達 成 す る た め の 手 段	<ul style="list-style-type: none"> 職業相談員、就職支援ナビゲーターによるハローワークにおける職業紹介・職業相談の実施 求人開拓推進員による求人開拓等 				目標の達成度合いを測定する方法	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所の求職者の就職率(常用) 雇用保険受給者の早期再就職割合 公共職業安定所の求人充足率(常用) しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動をおこした割合 			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

雇用の「量」を拡大し就業率の向上を図るため、ハローワークにおいて、求人の量的確保や求職者のニーズに応じた求人の確保を推進するとともに、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介により、求職者の就職の実現を支援する必要がある。

② 政策の有効性

ハローワークにおいて、平成23年度、求人開拓推進員により約144万人(対前年比+39.5万人)の求人を開拓するとともに、約195万人(対前年比+3.5万人)の就職が実現している。また、求職者に対する職業相談・職業紹介の実績は、求職者の就職率(目標27.0%以上、実績27.1%)、雇用保険受給者の早期再就職割合(目標24.0%以上、実績25.8%)、求人の充足率(目標27.0%以上、実績27.0%)と、それぞれ目標値を上回る若しくは同等の実績となっている。平成23年度の平均失業率は4.5%と、過去最高となった5.1%から改善しているが、これらの取組も、雇用失業情勢の回復に一定程度寄与していると評価できる。

③ 政策の効率性

全てのハローワークにおいて、求職者の就職率等の指標を目標として設定し業務を遂行するなど、限られた予算・人員の中で効率的に事業が運営されていると評価できる。

④ 予算要求への反映内容

事業の実施状況を踏まえ、効率的な運用を図りつつ、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目的を達成するため、引き続き必要な経費を適切に要求している。

財務省の考え方

① 政策の必要性

現下の雇用情勢が、依然として厳しい状況にある中、ハローワークにおいて、求職者の就職実現のための支援、取組を積極的に実施することについては、引き続き必要性が認められる。

② 政策の有効性

ハローワークにおける、平成23年度の求人開拓推進員による開拓求人数及び就職件数の実績は前年度を上回っており、就職率等の主要指標については、いずれも目標値を上回るか同等の実績となっていることから、労働力需給調整機能が一定程度働いていると考えられる。

③ 政策の効率性

平成25年度要求においては、モニタリング結果を踏まえ、ハローワークプラザ運営の実施拠点を再編するなどにより経費の縮減が図られており、一定程度の見直しが行われていると認められる。

政策評価結果の活用状況

平成25年度の職業訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費については、適正な運営の確保及び職業の安定を図る観点から、職業相談員や就職支援ナビゲーターの配置数等を見直して経費の縮減を行い、また、失業給付受給者等就職援助対策費については、求人情報誌の印刷・発送費、個別求人開拓旅費の削減を行うなど、事業全体の更なる見直しを行うことにより、所要額の精査を行った。

(単位:百万円)

所管	農林水産省		政 策 名 (事業名)		林産物の供給及び利用の確保 (地域材供給倍増事業)	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項			要 求 額 合 計	政 府 案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予 算 科 目	一般会計	農林水産省	林産物供給等振興対策費	林産物供給等振興対策に必要な経費		1,018	828	553	△ 55
事 業 の 概 要	「木材自給率50%以上」を目指し、地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組を支援。				達成しようとする目標	国産材の供給・利用量の拡大、公共建築物の木造率の向上、国内で合法性証明に取り組む林業・木材事業者数の拡大を図る。			
目 標 を 達 成 す る た め の 手 段	地域材の供給体制の構築や地域材の利用を拡大するため、木造公共建築物の技術支援や耐火・耐震性を備えた地域材製品の開発支援、合法木材の普及などによる地域材の利用拡大の取組を支援。				目 標 の 達 成 度 合 い を 測 定 す る 方 法	農林水産省の調査等を通して、実績値を把握し、施策ごとに各年度毎の達成目標に対する実績値の達成率を3つのランクA, B, Cで評価。			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

地球温暖化防止や低炭素社会づくりへの貢献など地域材利用の拡大に対する期待が高まっている中、その供給及び利用の増加を図る必要がある。

② 政策の有効性

「木材自給率50%以上」という目標を達成するとともに、国産材の利用拡大による森林の適切な整備や炭素の貯蔵量の増加により地球温暖化防止に貢献するためには、木材産業等の健全な発展及び地域材の利用促進のための取組が必要かつ有効である。
特に、需要者ニーズに対応した地域材の安定的・効率的供給を図り、公共建築物や住宅への木材利用を促進することは有効な施策である。

③ 政策の効率性

川下対策に係る関連事業の重点化・スリム化を行い、地域材利用の直接的な実需拡大につながるものに特化して、効率性を高めた。

④ 予算要求への反映内容

事業については、地域材の安定供給の推進や地域材の実需拡大に一層つながる施策に重点化していく。
これを踏まえ、効率的な予算の執行及び、所期の目的を達成できると見込まれる事業の要求を見送ることにより経費削減を図り、予算を削減した。

財務省の考え方

① 政策の必要性

地域材の利活用を促進することより、地球温暖化防止や低炭素社会づくりへの貢献が図られるため、地域材の供給体制の構築、利用拡大の取組に対して支援する必要性が認められる。

② 政策の有効性

地域材の利活用の拡大を図るため、木質バイオマスや公共建築物、住宅への木材利用を促進する取り組みに対して支援する有効性が認められる。

③ 政策の効率性

地域材利用の直接的な実需拡大につながるより寄与度の高い事業に特化するなど、一層の効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況

本政策を引き続き実施する必要性や本政策の有効性は認められるものの、政策評価の結果を活用し、効率性の観点から、内容を精査の上、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。

(単位:百万円)

所管	農林水産省		政策名		水産資源の回復 (有害生物漁業被害防止総合対策事業)	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項			要求額合計	政府案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予算科目	一般会計	水産庁	水産資源回復対策費	水産資源回復対策に必要な経費		578	520	504	△16
政策の概要	・低位水準にとどまっている水産資源の管理・回復の推進				達成しようとする目標	・資源管理・回復の着実な実施による中位又は高位水準の魚種の比率の向上 ・漁業被害件数の抑制			
目標を達成するための手段	・改良漁具の導入、有害生物の調査、駆除等				目標の達成度合いを測定する方法	・直近5カ年の指標(我が国の主要対象魚種のうち、資源動向が高位又は中位にある魚種)における平均値の増減 ・有害生物の廃棄処理量等			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

大型クラゲ等の有害生物による漁業被害は、台風等の自然災害と同様に漁業者の自助努力だけでは防ぐことは不可能。また、広域的に発生することから、各都道府県ごとの対策では限界がある。このため、漁業被害防止・軽減のため総合的な対策を講じる必要がある。

② 政策の有効性

有害生物の出現情報や出現予測情報を漁業者等に提供することにより、出漁を見合わせる等被害防止の検討に利用してもらうほか、被害を防ぐために実施する駆除や改良漁具の導入促進を支援することは、漁獲物の鮮度低下、漁獲量の減少を防止することができる有効な施策である。

③ 政策の効率性

有害生物の出現情報・出現予測情報等を漁業関係者で共有するとともに、出現した際の駆除等を適切に実施することにより、漁業被害の防止・軽減を図ることが可能となることから効率的な施策である。

④ 予算要求への反映内容

有害生物の出現は事前に予測することは不可能であるため、引き続き、調査や情報提供等を実施することとしているが、昨年は大型クラゲが大量出現することがなかったことから、支出が抑制されたことを踏まえて、基金への積み増し額を減少させた。

財務省の考え方

① 政策の必要性

近年、我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲ、トド等の有害生物により、漁獲物の鮮度低下や漁獲量の減少などの被害が発生していることから、これらの被害実態の調査や被害防止・軽減対策を講じることの必要性が認められる。

② 政策の有効性

有害生物の出現調査を行い、漁業関係者に情報提供するとともに被害防止のための改良漁具の導入の支援や有害生物駆除を支援することは、有効性が認められる。

③ 政策の効率性

有害生物の出現状況や改良漁具の導入について漁業関係者で共有し、また効果的な駆除手法を開発することにより、被害を防止・軽減に資することから政策の効率性が認められる一方で、駆除・処理に要する経費については、より一層の効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況

本政策を引き続き実施する必要性や本政策の有効性は認められるものの、政策評価の結果を活用し、効率性の観点から、内容を精査のうえ、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。

(単位:百万円)

所管	経済産業省		政 策 名		商取引適正化・製品安全に係る事業	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項			要 求 額 合 計	政 府 案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予 算 科 目	一般	経済産業本省	消費者行政推進費	消費者行政の推進に必要な経費		508	483	473	△ 10
政 策 の 概 要	①商取引適正化・製品安全に係る調査研究 ②商取引適正化・製品安全に係る普及・啓発事業 ③製品安全関連法の施行				達成しようとする目標	調査研究、普及・啓発、法施行を通じて、商取引の適正化を図ること及び安全な製品が取引されることを目的とする。			
目 標 を 達 成 す る た め の 手 段	①商取引適正化・製品安全に係る調査研究の実施 ②製品安全セミナーの開催等 ③製品安全関連法4法に関する試買テストの実施等				目 標 の 達 成 度 合 い を 測 定 す る 方 法	①全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に寄せられる消費者からのクレジット取引・商品取引に関する相談件数 ②消費生活用製品に関する事故件数 ③商取引適正化・製品安全政策の企画立案への活用			

要求省庁による政策評価

財務省の考え方

① 政策の必要性

商取引適正化を図るためには、①消費者が安心して取引を行うことができる健全な市場の発展を図ること、②消費者・事業者に向けてトラブル防止のための普及・啓発活動を行うことが必要。また、製品安全分野においても、①製品事故の根絶・安全な製品の流通のために、事業者への表彰、民間での安全基準の自主策定への関与等、官民一体となった積極的な安全・安心活動への参画、②製品安全制度の円滑な運用を図るための事業者等への制度内容の周知、③製品安全関連法の適切な執行を行うことが重要。

② 政策の有効性

商取引分野については、消費者トラブルの発生しやすい分野等に着目して調査研究等を行い、課題を洗い出す本事業の有効性は高い。同時に、これらの成果を活用して、適正な商取引の発展を促進する施策につなげるにより、中長期的にも商取引の活性化が図られ、国民経済に活力をもたらし、日本経済の競争力の源泉ともなる。製品安全分野においては、製品安全関連法の適切な執行と製品安全制度の整備を行うことで、法の着実な執行と事業者の自主的な取組の促進という両面から、消費者の安全を確保することができる。

③ 政策の効率性

商取引分野については、法規制によって取引の適正化を図ることに加え、現行の法規制では捉えきれない新たな課題や商取引の健全な発展のために検討すべき課題について、集中的に調査研究等を行うことで、効率的に商取引の適正化を図ることができる。製品安全分野においては、製品安全制度の円滑な運用のために、法令・制度等の周知及び市場動向や社会情勢等を踏まえた迅速な技術基準の改正等を行えることが効率性の観点からも重要である。また、事業者による法律遵守に加え、企業による製品安全確保に係る自主的な取組も重要であることから、こうした取組を促す事業を行うことは効率的である。

④ 予算要求への反映内容

商取引の適正化を図ること及び安全な製品が取引されることを目的として、調査内容を特に必要性の高い案件に絞るとともに、政府広報等の代替手段の活用によって普及啓発や広報の効率的な執行に努める。また、試買テストについては、改正による追加品目を重点的に購入するなど、事業の効率性を改善していくこととする。

① 政策の必要性

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、商取引適正化を図ること及び安全な製品が取引されるための政策が必要であると認められる。

② 政策の有効性

上記政策を構成する各施策については、消費者トラブルの発生しやすい分野等に着目した調査の実施、改正法の周知・広報を通じての普及・啓発、製品安全関連法の着実な執行等、事業目的である商取引の適性化を図ること及び安全な製品が取引されるために有効な施策である。

③ 政策の効率性

当該政策については、政策評価結果等を踏まえ、減額の要求がなされるなど一定の見直しが行われていると認められるが、一部に不要不急の事業が見受けられるため、更なる精査の上、一層の効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況

当該政策を引き続き実施する必要性や有効性は認められ、また効率性についても政策評価の結果を活用し、一定の見直しが行われていることは認められるものの、一部に不要不急の事業が見受けられるため、内容を精査の上、更なる効率化を図り、所要の予算を措置した。

(単位:百万円)

所 管	国土交通省		政 策 名		24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項		要 求 額 合 計	政 府 案	査定における政策評価結果の活用による削減額
予 算 科 目	一般会計	国土交通本省	景観形成推進費	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	103	123	95	△28
政 策 の 概 要	良好な景観及び歴史資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。			達成しようとする目標	・景観法に基づく景観重要建造物の指定件数:246件(平成23年度)→470件(平成28年度) ・景観計画を策定した市区町村の数:315団体(平成23年度)→550件(平成28年度) ・歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数:31団体(平成23年度)→60団体(平成28年度)			
目標を達成するための手段	○民間資金の導入による町家等歴史的建造物の修理・活用等の促進 ○広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成 ○伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築等			目標の達成度合いを測定する方法	政策チェックアップ(業績測定)方式により評価			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

町家等の歴史的建造物が、所有者の高齢化、専門家の不足、修理費用の問題等から、マンションや駐車場、空地、空家に変わるといった歴史的まち並みの保全・活用における問題が全国の各地域において発生している。景観に優れた魅力ある国土・観光地づくりの推進は、地域振興・活性化の実現に効果的であることから、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組を国として積極的に支援することが必要であり、引き続き、施策を講じることが必要である。

② 政策の有効性

民間資金の導入による町家等歴史的建造物の修理・活用等の促進、広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成及び伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築を図ることで、公的な資金の投入によることなく、継続的に多くの歴史的建造物の保全・活用が可能となり、歴史的風致維持向上の取り組みが推進され、地域振興・活性化につながるため、有効な政策である。

③ 政策の効率性

「歴史的風致維持向上推進等調査」では、地方公共団体等において歴史的風致の維持向上を推進していくうえで共通となっている課題について、国と地方公共団体、民間等が連携のもと、調査を実施し、全国で活用可能な制度の枠組みを構築することで、同じ課題を抱える地方公共団体の歴史的風致維持向上の取組の支援が可能となり効率性である。

④ 予算要求への反映内容

政策評価結果を受けて、歴史的風致の一層の維持向上を推進するため、歴史的風致維持向上推進等調査の共通課題に「伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築」を追加し、要求することとした。

財務省の考え方

① 政策の必要性

景観上重要な建造物、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組みは、地域振興・活性化の実現に一定の必要性が認められる。

② 政策の有効性

民間資金の導入や専門家組織の育成等により、継続的に多くの歴史的建造物が保全・活用されることから一定の有効性は認められるが、そのような政策的手法が最も効果的かどうか今後検証が必要である。

③ 政策の効率性

「歴史的風致維持向上推進等調査」では、地方都市における取組において隘路となっている歴史的建造物の保全における資金面や制度面、人材面の課題に対し、国と地方公共団体・民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、全国への普及を促進するものであるが、箇所を絞り、より一層の効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果、「歴史的風致維持向上推進等調査」について、一定の必要性、有効性は認められるものの、効率性の観点から、内容を精査し必要な予算を措置した。

(単位:百万円)

所 管	国土交通省		政 策 名	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)				項	事項	要 求 額 合 計
予 算 科 目	一般会計	①国土交通本省 ②地方運輸局	①国土交通統計調査費 ②地方運輸行政推進費	①国土交通統計に必要な経費 ②国土交通統計に必要な経費	683	600	594	△6
政 策 の 概 要	現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行う。			達成しようとする目標	<ul style="list-style-type: none"> ・統計情報収録ファイル件数：約5,000件(平成18年度)→約148,000件(平成27年度) ・ホームページへのアクセス件数：約915,000件(平成22年度)→約960,000件(平成27年度) 			
目 標 を 達 成 す る た め の 手 段	将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。			目 標 の 達 成 度 合 い を 測 定 す る 方 法	統計調査の累積改善件数、統計情報ホームページへの収録ファイル件数及びアクセス件数を把握し、目標に対する達成度合いを測定。			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

現行統計の見直し等を通じた品質向上、統計利用者の視点に立った統計データの加工、インターネットによる電子的な統計データの提供等を通じ、統計利用者の利便性の向上を図る施策は、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る上で必要性が高い。

② 政策の有効性

統計調査の改善やインターネットによる収録ファイル数の増強等を行った結果としてのホームページアクセス数の実績から、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るうえで、有効性は高いと評価できる。

③ 政策の効率性

平成20年度から開始された、日本政府統計に関する情報のワンストップサービスである「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の本格運用に伴い、統計情報の提供方法の効率性等について検討及び連携・調整を行っており、一体的な統計情報の提供に向けて、事業の効率性の向上を図った。

④ 予算要求への反映内容

政策評価結果を踏まえ、統計調査の調査項目・調査対象範囲等について、政策・社会的ニーズに合致するよう精査し、統計精度の向上を図るとともに、さらなる行政記録情報の活用や民間委託の推進を図る等、調査の効率化や品質の向上を図り、要求に反映した。

財務省の考え方

① 政策の必要性

国土交通省における市場・産業関係の統計調査については、国、地方公共団体の施策決定に資するものをはじめ、各種研究機関においても幅広く利用されていることから、本政策の必要性は認められる。

② 政策の有効性

上記のとおり、国、地方公共団体等において国土交通行政の効率的な推進を図るための基礎資料として幅広く利用されているところ、統計品質の向上を図る観点から、各種統計毎の政策・社会的ニーズを把握し、有効性の低い統計に対する見直しが実施されるよう、検討が必要である。

③ 政策の効率性

e-Statにおける政府全体の統計表へのアクセス件数に占める割合が増加しており一体的な統計情報の提供が図られていること、また、統計調査実施に係る民間委託の範囲の見直し等を実施するなど事業内容の見直しを行ったうえで予算要求が行われていることから、政策の効率性が認められる。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果を踏まえ、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る予算を措置する一方、一部統計調査において、その統計調査に求められる精度を踏まえ、調査対象数を見直し、調査費を縮減した。

(単位:百万円)

所管	環境省		政策名		24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)	項	事項		要求額	合計	政府案
予算科目	一般会計	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	産業廃棄物適正処理推進費	58	32	30	△ 2
政策の概要	不法投棄の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策。			達成しようとする目標	平成11年度に対し概ね半減(基準値(平成11年度:1,049件、43.3万トン))			
目標を達成するための手段	不法投棄を未然に防止する監視・啓発活動及び現地調査や専門家の派遣による都道府県等への支援等			目標の達成度合いを測定する方法	都道府県及び廃棄物処理法上の政令市が把握するデータを集計し、目標値を達成したかどうかを測定。			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

不法投棄等は、いったん発生した場合の環境への影響が甚大であり、その原状回復には多大な費用と時間を要することとなる。また、不法投棄等は廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その未然防止・拡大防止対策を講じることが必要不可欠である。

② 政策の有効性

平成11年度に対し概ね半減(基準値(平成11年度:1,049件、43.3万トン))という目標に対して、平成22年度実績で216件、6.2万トンと目標以上の結果を得た。以上のことから、本施策の有効性は高いといえる。しかしながら、不法投棄等の撲滅には未だに至っておらず、大規模な不法投棄等が発生していることに鑑み、引き続き当該施策を実施していく必要がある。

③ 政策の効率性

いったん発生した不法投棄等による生活環境保全上の支障を除去し、原状回復を行うことは多大な費用と時間を要するものであり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止・拡大防止対策を行うことが効率的である。

④ 予算要求への反映内容

政策評価結果また不法投棄等の現状を踏まえ、必要な予算を要求した。

財務省の考え方

① 政策の必要性

不法投棄等は廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、不法投棄の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策は、環境保全の観点から必要不可欠である。

② 政策の有効性

本政策の実施により、産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量は大幅に減少していることから、有効な施策であると認められる。

③ 政策の効率性

不法投棄を未然に防ぐことにより、原状回復等にかかる費用、時間的コスト削減できることから、未然防止・拡大防止対策等を実施することは効率的である。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果、産業廃棄物の不法投棄件数等の目標を大幅に達成している等本施策を引き続き実施する必要性が認められ、また、効率的に実施されていると認められることから、今後の所要額等を精査し、必要な予算を措置した。

(単位:百万円)

所 管	防衛省		政 策 名	科学技術の発展への対応(研究開発の推進)(うち新艦対艦誘導弾の開発)	24年度 当初予算額	25年度		
	会計	組織(勘定)				項	事項	要 求 額 合 計
予 算 科 目	一般会計	防衛本省	研究開発費	研究開発に必要な経費	127,317 (-)	149,937 (1,291)	130,860 (1,289)	△2
政策の概要	90式艦対艦誘導弾(SSM-1B)の後継として、新艦対艦誘導弾を開発する。			達成しようとする目標	対艦ミサイルの性能向上に対応し、洋上に存在する敵水上艦艇への効果的な攻撃を可能とする新艦対艦誘導弾を開発するものである。			
目標を達成するための手段	発射試験、フィジカル・シミュレーション試験等を通じて、試作品が得ようとする効果について達成可能な能力を有するか確認する。			目標の達成度合いを測定する方法	平成25年度から平成28年度まで試作を実施し、平成27年度から平成29年度まで技術試験及び実用試験を実施する。			

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

対艦ミサイルの性能向上に対応し、洋上に存在する敵水上艦艇への効果的な攻撃を可能とするため、射程の延伸等の能力向上を図った新艦対艦誘導弾を開発するものであり、そのニーズが防衛省に限られ、また、射程、目標情報更新機能等の機能・性能を満足する代替案は他に存在せず、本事業を実施する必要がある。

② 政策の有効性

現有SSM-1Bより射程を延伸し、目標情報更新機能の追加、誘導精度等の性能向上を図ることで、洋上に存在する敵水上艦艇への効果的な対処が可能となる。

③ 政策の効率性

平成23年度に開発完了した12式地对艦誘導弾の開発成果を最大限活用し、構成品の共通化を図るとともに、これまでに国内開発した類似誘導弾等の試作成果・技術的知見を活用し、技術的課題を効率的に解明する計画となっている。
また、経費面についても、12式地对艦誘導弾の開発試作時の実績に基づき、対応する構成品等の工数規模比を比較して開発経費を算出しており、妥当な経費となっている。

④ 予算要求への反映内容

政策評価(事前評価)の結果を踏まえ、平成25年度において新規に概要要求を実施する。

財務省の考え方

① 政策の必要性

現下の我が国の安全保障環境の厳しさに鑑み、「平成25年度の防衛力整備等について」(平成25年1月25日安全保障会議及び閣議決定)に沿って、各種事態への実効的な対応等を図る必要がある。本事業は、周辺国が保有する艦対艦誘導弾に対抗するとともに、現有装備品からの質的向上を図る研究開発であり、当該方針に沿ったものとして必要性が認められる。

② 政策の有効性

周辺国が保有する長射程化された艦対艦誘導弾に対抗するため射程を延伸し、誘導精度等の向上により洋上における敵水上艦艇への効果的な対処を可能とするなど、我が国周辺の安全保障環境の変化に対応するもので、有効な研究開発として認められる。

③ 政策の効率性

過去に開発した対艦誘導弾とのファミリー化により、開発経費や取得価格、整備・維持コストなどのライフサイクルコスト低減を図ることとしており、効率性が認められる。

④ その他

本事業は、今後建造する護衛艦への搭載を予定するもので、装備化を踏まえた開発スケジュールと将来的なコスト変動要因に留意する必要がある。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果を活用し、過去の開発事業の成果を整理するなど、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。